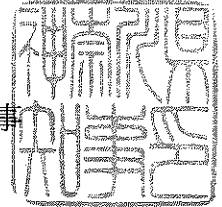


水第1885号
令和4年12月20日

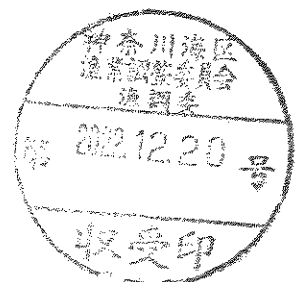
神奈川県漁業調整委員会会長 殿

神奈川県知事



くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を別紙のとおり変更したいので、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

46.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち 1.6 トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	14.8トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	1.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	8.6トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	<u>13.0</u> トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.6トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

8.7トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	8.7トン

くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量 新旧対照表

変更後	変更前																				
<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>46.7 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>1.6</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" data-bbox="957 1164 1396 2094"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td>1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td>3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td>14.8 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td>2.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	14.8 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1 トン	<p>くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第4項の規定に基づき公表する。</p> <p>令和4年10月21日</p> <p>神奈川県知事 黒岩祐治</p> <p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量</p> <p>46.7 トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量等</p> <p>都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち <u>3.9</u> トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。</p> <table border="1" data-bbox="957 123 1396 1052"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分する数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）</td> <td>1.3 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）</td> <td>3.5 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）</td> <td>14.8 トン</td> </tr> <tr> <td>神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）</td> <td>2.1 トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分する数量	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	14.8 トン	神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1 トン
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	14.8 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1 トン																				
知事管理区分	配分する数量																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.3 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	3.5 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	14.8 トン																				
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	2.1 トン																				

月まで)	月まで)	月まで)	月まで)
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (4月から6月まで)
1.2 トン	1.2 トン	1.2 トン	1.2 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (7月から9月まで)
8.6 トン	8.6 トン	8.6 トン	8.6 トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (10月から12月まで)
<u>10.7</u> トン	<u>13.0</u> トン	<u>13.0</u> トン	<u>10.7</u> トン
神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)	神奈川県くろまぐろ (小型魚) 定置漁業 (1月から3月まで)
0.6 トン	0.6 トン	0.6 トン	0.6 トン
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

くろまぐろ小型魚の県留保枠から定置漁業への割り当てについて

1 定置漁業の漁獲状況（令和4年12月19日現在）

- ・現在、定置漁業においてくろまぐろ小型魚の漁獲実績が積み上がり、漁獲抑制を実施している。
- ・その状況をふまえ、県の留保枠の一部を定置漁業へ割り当てる。

単位:t

	漁獲枠	漁獲実績	消化率
第1四半期	1.2	1.1	92.4%
第2四半期	8.6	8.5	99.4%
第3四半期	10.7	10.1	94.7%
第4四半期	0.6		
年間	21.1	19.8	93.8%

2 定置漁業の割当量の考え方

県の留保枠 3.9 t のうち 1 t を差し引き、残り 2.9 t を第4四半期における漁船漁業と定置漁業の過去10年（H29、H30は獲り控えを行ったため除く）の平均漁獲実績の比率で按分し、按分した数量を定置漁業へ割り当てる。

単位:t

県の留保枠－1t	第4四半期における定置漁業の過去10年の平均漁獲実績の比率	定置漁業の割当量
2.9	79%	2.3

3 定置漁業へ割り当て後

単位:t

	漁獲枠	漁獲実績	消化率
第1四半期	1.2	1.1	92.4%
第2四半期	8.6	8.5	99.4%
第3四半期	13.0	10.1	77.9%
第4四半期	0.6		
年間	23.4	19.8	84.5%

4 漁船漁業の漁獲状況（令和4年12月19日現在）

単位:t

	漁獲枠	漁獲実績	消化率
第1四半期	1.3	1.3	98.3%
第2四半期	3.5	3.4	98.1%
第3四半期	14.8	4.7	31.7%
第4四半期	2.1		%
年間	21.7	9.4	43.3%